

---

---

# 『サリカ法典』の実効性に関する覚え書き

加納 修

## 1. はじめに

『サリカ法典』はサリ系フランク族の法慣習を集めたものであり、メロヴィング朝フランク王国の創建者クローヴィス（在位481年頃～511年）の治世末期に編纂されたと考えられている。5世紀から9世紀にかけて編まれたゲルマン人の法典、いわゆる「部族法典」のひとつである。これら部族法典については、19世紀以来とりわけ法制史・国制史研究における基本史料として夥しい数の研究が蓄積されてきたが、法の文字化の側面に対して関心が向けられることはほとんどなかった。こうした状況は1977年に一変する。この年に、書かれたテキストとしての部族法典の性格に関して二つの決定的な研究が現れたからである。すなわち、ヘルマン・ネールゼンによる「ゲルマンの法記録の現実性と実効性について」<sup>1)</sup>、ならびにパトリック・ウォーモルドの「〈書かれた法〉と〈王の言葉〉—エウリックからクヌートにいたるまでの立法とゲルマンの王権—」<sup>2)</sup>である。

ネールゼンは多様な史料、とりわけ証書や書式にあらわれる「サリカ法にしたがって」とする文言が、書かれた『サリカ法典』を指していないことを確認し、この法テキストが日常的な法実務において用いられていた可能性を否定する。また、カロリング期以降からしか伝わらない写本が示すテキストの非統一性や筆写の誤りの多さなどから、王が統一的内容を持つ『サリカ法典』を王国住民のあいだに広めようとはしなかったとする。

ウォーモルドもまた、写本伝存状況に触れながら、法典の序文やその他様々の要素を検討し、ゲルマン人の法の文字化は、実務的な使用に向けられていたというよりは、むしろ象徴的でイデオロギー的な意義を強く持っていたとする。ゲルマン人の王たちは第一に、ローマ文明とユダヤ・キリスト教文明の継承者として、文字に支えられた法文化を模倣すべく、また被支配者を王にいつそう緊密に結びつけるために、立法を行ったと

いう。

その2年後に部族法典研究の現状をまとめたクラウドディーター・ショットは、部族法典は支配者のプレステージを表現するための重要な道具であったと述べている<sup>3)</sup>。ゲルマン人の王、とりわけフランク王による法典編纂はますます、王権による自己表象の手段とみなされるようになってきているのである。もちろん法典の有するイデオロギー機能と実効性が互いを排し合うものではないことは、西ゴート族やランゴバルド族の法典が示している。西ゴート王国を例にとれば、480年以前に編まれたと想定されている『エウリック王法典』はその後幾度も改訂されたし、紛争の解決にあたって法典のみを利用するように王が命じ、法典を用いず恣意的に判決を下すことに対する罰も法典の中で定められている。西ゴート王国においては、立法を社会の操縦装置として投入し、成文テキストを遵守させるための種々の努力が払われていたのである<sup>4)</sup>。

しかしながら、フランク王国でこのような努力が払われた痕跡はほとんど見られないばかりか、『サリカ法典』は主として農村の小共同体に関わる犯罪に対する処罰を定めており、すでに時代遅れとなっていた異教的な慣習を収録していたり、逆に教会には言及せず、成立時のフランク社会の現実をどれほど反映するかも疑わしい面がある<sup>5)</sup>。かくして『サリカ法典』は、法的な実効性もなければ、現実との対応関係にも乏しいテキストとしてわれわれの前に浮かび上がってくる。そうであれば、権力の表象としての意義が大きかったように予想されるかもしれないが、この点に関しても、初期に成立した部族法典<sup>6)</sup>、すなわちローマ帝国と同盟を結ぶか、あるいはその領土に定着することになった他のゲルマン人の法典と比べて、フランク族の法典には王権の表象としての性格が弱いことがはっきりとしている。西ゴート族やブルグンド族やランゴバルド族の法典が、王によって、あるいは王と有力者による審議を通じて制定されたのに対して、その序文を信じるなら、『サリカ法典』はライン川の東に住む4人のフランク人長老によって作られたのであった<sup>7)</sup>。これらの法典のなかで『サリカ法典』が、王権イデオロギーが最も希薄な法典であることは多くの研究者が指摘するところである<sup>8)</sup>。

われわれは、この書かれた法テキストがフランク社会においていかなる意義を有していたと考えるべきなのであろうか。本稿では『サリカ法典』の実効性をめぐる議論に限定して、この問題を考える手がかりを探りたい。

## 2. 実効性問題をめぐって

ネールゼンの立てた問いは、実際の法律行為や裁判において法典が用いられたかどうかというそれであり、それに答えるべく一方で、とりわけ実践から生まれた記録である証書における「サリカ法」の言及に、他方で実際に作られた写本の特徴に注目したのであった。最初に写本について確認しておきたい。

『サリカ法典』刊本の編者であるカール・アウグスト・エックハルトによれば、1557年に出版されたヘロルト版を除いて、写本から8つのヴァージョンを識別することができる<sup>9)</sup>。これらは、フェリエール修道院長ルプスが作成した体系的な法集成(分類番号S)と古高地ドイツ語に訳され、断片的に伝わるもの(V)を除いて、次の3つにまとめることができる。

- 1) クローヴィスの治世末期に成立したテキストに基づく65章版(A, B, C)
- 2) カロリング王ピピンの時代に改訂された100章版(D, E)
- 3) シャルルマーニュの皇帝戴冠の直後に出版された70章版(K)

エックハルトによる分類については、いくつかの点で批判がなされているが<sup>10)</sup>、カロリング期には同時にこれら章の数が異なる『サリカ法典』が筆写され、流布していたことが知られる。それゆえ、カロリング王権が統一的な『サリカ法典』テキストの使用を貫徹させることができなかつたとするネールゼンの指摘に首肯したくなる。しかしながら、個々の版の伝存数や伝存形態に目を向けると異なる所見が導き出される。伝存する84点の写本のうち69点は「カロリナ版」(K)であり、しかも54点は9、10世紀に筆写されている。ロザモンド・マキタリクはこのカロリナ版を公式に認可された版と想定し、それらがルイ敬虔帝の国王文書局の統制下にある法写本工房(leges-scriptorium)で筆写されたと主張する<sup>11)</sup>。これら写本は『サリカ法典』だけでなく、たいいて他の法典、とりわけ『リプアリア法典』と『アラマン人部族法典』を一緒に書き写しているだけでなく、またしばしばローマ法のテキストや勅令(カピトゥラリア)などを含んでいる。それゆえ彼女は、カロリング王権は書かれた法典の利用を促進したと想定したのであった。さらに彼女は、裁判集會に持ち運ぶことのできるコンパクトなサイズの法写本の伝存を引き合いに出して、『サリカ法典』は実際に裁判で使われていたと主張する<sup>12)</sup>。

マキタリクの主張に対してはウォーモルドが、法典や勅令などの法テキストを伝える写本の調査に基づいて詳しい反論を展開している<sup>13)</sup>。彼が240点に上る写本の分析から引き出した主要な所見は、コンパクトなサイズ(220×175mm以下)の写本は4分の1にすぎないこと、写本の大半には教会の利害が色濃く見られ、俗人が有していたことが証明される写本はきわめて僅かであること、825年頃以前の写本ではローマ法のテキストと一緒に筆写されているが、それ以後はローマ法との結びつきが失われること、南に下るほど法の体系的な保存が企てられたこと、などである。そして結論として、大半の法写本の背後にあるのは、フランクの伝統の貯蔵庫としての「法」(lex)という理解であり、フランクの過去に眼差しを向ける支配エリートの志向こそが、これほど多くの写本を生み出したとする。

ウォーモルドの考察は重要な論点を数多く含んでいるが、逐一取り上げる余裕はない。

ここでは、カロリング期の法を文化現象として捉えようとする傾向が、近年の学界で強まりつつある事実を喚起しておきたい。「裁判官は恣意によってではなく、書かれた法にしたがって正しく裁くべし」と命じる802年の巡察使勅令26条に示されるように、「書かれた法」に重きを置く態度は9世紀初頭から強く表れるようになる<sup>14)</sup>。フィリップ・ドゥブルーが問うように、こうした動きをカロリング・ルネサンスの一面と捉え、そこにローマ文明がより堅固に保持された地域からやってきた知識人たちの影響を見ることが出来るかもしれない<sup>15)</sup>。アインハルトによる伝記を通じて、シャルルマーニュが皇帝戴冠後に、『サリカ法典』と『リプアリア法典』を修正させるとともに、支配下にあったすべての民族の法慣習を書き取らせただけでなく、「昔の王の業績や戦争を歌った非常に古い粗野な詩歌を書きとめ」させたことが知られる<sup>16)</sup>。この記述は、部族法とゲルマンの口承の歌の文字化の背後にある動機が同じであったことを示すが、それにとどまらず、法の文字化と歌のそれとは、規範を保持する媒体を記録にとどめるという点で基本的に同様の現象であったとする見解も出されている<sup>17)</sup>。さらに、カロリング期の人々は法を何よりもまずキリスト教の枠組みにおいて理解しており、王の立法は訓戒的な行為であったとするマシュー・イネスの指摘も挙げなければならない<sup>18)</sup>。

こうした捉え方はカロリング期の法文化を理解する上で示唆に富むが、疑念もまた呼び起こす。たとえば、法慣習と口承の歌の文字化を促す動機が同じであり、また文字化のプロセスに共通点があるとしても、文字化されたものが果たす実際の役割は、法と歌とではそれなりに異なっていたのではなかろうか。また、カロリング朝の立法を「訓戒」と捉えるイネスの立場は、のちに再び触れるように法テキストの実効性の理解に資する面はあるが、勅令の中には「法」として機能するべく期待されたものも含まれていた。たとえば、王の許可なしに教会財産の交換を行うのを禁じた勅令は、実際に適用されていたことが知られる<sup>19)</sup>。

写本に話を戻せば、『サリカ法典』の写本の意義は、そもそも最古の写本が8世紀以前にさかのぼらないこともあり、『サリカ法典』テキストの意義とは区別されなければならない。実際の法律行為が『サリカ法典』テキストと取り結んでいた関係は、写本研究からだけでは不明瞭なままにとどまるであろう。法典の意義を見極めるには、やはり実際に行われた法律行為に目を向けなければならない。そしてこの面で、『サリカ法典』はゲルマン部族法典の中でも、とりわけ『西ゴート部族法典』と対照的な像を提示する。ミシェル・ジンメルマンやロジャー・コリンズが明らかにしているように、初期中世のカタルーニャやレオンにおいて、「ゴート人の法にしたがって」行われた法律行為を記録する証書は、常に書かれた法典を参照していた<sup>20)</sup>。同じくバイエルンについては、証書に見られる「バイエルン人の法にしたがって」とする言及が、しばしば『バイエルン部族法典』に対応箇所を有していることが知られる<sup>21)</sup>。これに対して、「サリカ法にしたがって」とする文言は、書かれた『サリカ法典』ではなく、フランク族の法慣習の総

体を指し示すとされており、この所見は『サリカ法典』の実効性の欠如を主張するネールゼンの重要な根拠とされたのであった。

この点に関連してネールゼンの見解を批判しているのは、管見の限り、フベルト・モルデクのみである<sup>22)</sup>。証書において頻繁に「サリカ法にしたがって」行われたと記録されている法律行為は、とりわけソリドゥス金貨とデナリウス銀貨をそれぞれ一枚用いる象徴的な婚約手続きと、同じくデナリウス貨幣を用いた非自由人の解放である。たとえば、後者の文書では、ある人物が王の面前で「サリカ法にしたがって」デナリウス貨幣を投じることで隷属民を自由身分に解放したことが記録されている<sup>23)</sup>。かつて、デナリウス方式による解放を記録する証書で言及される「サリカ法」は、『サリカ法典』第26章を指していると考えられてきた<sup>24)</sup>。しかしネールゼンは、『サリカ法典』では違法な仕方で行なわれた解放に対する贖罪金が定められているにすぎず、デナリウス方式による適法な解放の手続きを規定していないので、法典が適用された証拠とみなせないことを強調したのであった。これに対してモルデクは、7世紀前半にアウストラシア地方のフランク人のために編纂された『リプアリア法典』に、デナリウス方式による解放の手続きとその効果を定める規定が存在すること、そして写本においてしばしばこの二つの法典と一緒に筆写されている事実に着目する<sup>25)</sup>。そして、デナリウス方式の証書で引き合いに出される「サリカ法」は、『サリカ法典』ではなく『リプアリア法典』だとする。モルデクは断定的な結論を避けているが、デナリウス方式の解放証書で「サリカ法」が言及されるとき、それはフランク人の慣習全般をあいまいに指すのではなく、写本の法典テキストとも接点を有していたかもしれないということであろう。実際に、33点知られる『リプアリア法典』の写本のうち、『サリカ法典』と一緒に筆写されていないものは6点しかない<sup>26)</sup>。写本のあり方を含めた『サリカ法典』と『リプアリア法典』との関係、そして *lex Salica* の意味<sup>27)</sup> についてはなお研究が不十分にしか行われていない状況ではあるが、モルデクの指摘は法写本に関する深い知識に支えられた問題提起として真摯に受け止めなければならないであろう。実際に、筆者自身の考察によれば、証書における「サリカ法にしたがって」とする言及の成立と普及を考える際に、『リプアリア法典』の検討を外すことはできない<sup>28)</sup>。

モルデクの短い論考は、法テキストの利用のされ方についても再考を促す。一つの法典や法典を含む写本が統一的な規格で流布していない状況において、「書かれた法」の機能の仕方は、近現代あるいはローマ時代の法とは異なっていて当然だからである。それゆえ、法テキストの意義を近代法に基づく実効性の尺度によって測るだけでは、当時の社会で書かれた法が有した意義を部分的にしか明らかにし得ない。たとえ、条文の正確な引用や参照がないからといって、書かれた法が法実務で用いられていなかったと断じるのは早計であり、非生産的な面すらある<sup>29)</sup>。フランク社会は、条文の厳格な適用を基盤とする法によって統べられていたのではないことは、ローマ法写本の非統一性やロ

一マ法テキストの利用の仕方にも現れており、書かれた法に認められた意義はこの独特な法文化の世界の中で探る必要がある<sup>30)</sup>。先に引き合いに出したイネスも、カロリング期のカピトゥラリアの「適用」に関してではあるが、近代的な実践から借りてきた基準を用いることで、王の命令が適用された重要な事例が見逃されてきたとして、いくつかの証書にカピトゥラリアの反響を見出している<sup>31)</sup>。

実効性の問題については、他にもルート・シュミット＝ヴィーガントによる独自の議論がある。彼女の論拠は主として二つある。ひとつは、より古い系統の写本 (A, C, D) に見られる古ゲルマン語の挿入句で、裁判集会で発される定式表現と関係していたと想定されている「マルベルク註釈」ならびに、断片でしか伝わらない古高地ドイツ語版の存在である<sup>32)</sup>。これら解釈の容易ではない証拠以上に説得力を有するのは、贖罪金に関する教会会議や付加勅令の記録である<sup>33)</sup>。

816年11月にルイ敬虔帝は、部族法典付加勅令を発布し、その第3条で次のように定める<sup>34)</sup>。

サリカ法典 (lex Salica) に規定されているすべての支払いや贖罪金は、フランキアにおいてはザクセン人とフリーセン人のあいだで争いが生じた場合を除き、1ソリドゥス＝12デナリウスで賠償されるべし。ザクセン人もしくはフリーセン人が、訴訟の相手方となったサリ・フランク人に支払うソリドゥスは40デナリウスの量を有するよう余は望む。

ここで言及されている lex Salica は『サリカ法典』テキストを指すと考えられるし、カロリング期のカピトゥラリアでは書かれた法を指す lex Salica の用法の方が一般的である<sup>35)</sup>が、それはおくとして、『サリカ法典』では1ソリドゥス＝40デナリウスで贖罪金が定められていた。この付加勅令は、フランク人のあいだでの贖罪金の換算レートを当時の通貨体系に合致するようアップデートしたものであるかに見える<sup>36)</sup>。しかしながら、この勅令制定の背後には、裁判に関わる別の理由があったことが、教会会議の記録から明らかになる。813年ランス教会会議に集まった司教たちはシャルルマーニュに対して、伝存していないその父ピピンの決定を引き合いに出しながら、1ソリドゥス＝40デナリウスという換算比率を放棄するよう懇願しているが、その理由は、偽誓や偽証が頻繁に行われていたからであった<sup>37)</sup>。この懇願は、犯罪者が高額な贖罪金の支払いを避けるために、偽りの誓約を行って無罪を勝ち取ろうとするケースが多かったことを示している。それは、まさしく人々が『サリカ法典』の規定をある程度知っていたからこそ<sup>38)</sup>、そして裁判において『サリカ法典』で定められた贖罪金がある程度まで適用されていたからこそ<sup>39)</sup>、広まっていた不正であると司教たちには受け取られていたのではなかろうか。

『サリカ法典』は「贖罪金表」とも呼ばれているように、大半の規定は窃盗や殺人など種々の犯罪にあてられ、当事者の身分や性別、盗まれた家畜の年齢や傷害を受けた身体部位などに応じて、きわめて詳細な贖罪金の額を規定している。これらの犯罪は証書として記録に残されることがほとんどないため、法廷での贖罪金の確定において『サリカ法典』が参照されたかどうかを判断するのは難しい。しかしながら、贖罪金の額を統べる基準の中で、王と特殊な関係にある者は3倍の人命金を保証されていたし、人命金の3分の1は国庫に支払われるべきものであった。贖罪金秩序は、一方でフランク社会を構成する多様な社会集団にとって価値基準としての意義を、他方で王権の実利的な利害を含んでいたと言えよう<sup>40)</sup>。803年の付加勅令、多くの写本で「サリカ法に加えるべき諸章」とされている勅令の第9条は、王に支払うべきすべての債務を1ソリドゥス=12デナリウスで換算すべしと述べた後、『サリカ法典』で定められた平和金については旧来の1ソリドゥス=40デナリウスで支払うべきよう命じている。この規定の解釈には慎重さを要するが、その背後に王権あるいは伯の利害が想定されていたと考えることは間違っているだろうか<sup>41)</sup>。

最後に、再びデナリウス方式による解放を例にとって、王権の利害と法テキストの関係を考えてみたい。『リプアリア法典』は、子供を残さず死亡したデナリウス方式による被解放者の財産を国庫が継承すべき旨を定めている<sup>42)</sup>。これについてモルデクは、王がこの規定の施行を諦めたとは考えられないとして、法典に含まれた規定の通用力を認める<sup>43)</sup>。実際にシャルルマーニュは、デナリウス方式による被解放者の財産の相続を、第3世代から認める付加勅令を發布しており<sup>44)</sup>、王の面前であるいは王自身によってこの方式で解放された者たちに対して、国庫上の利害が維持されていたことがわかる<sup>45)</sup>。筆者にとって興味深いのは、しかしながら、王権側の利害だけでなく、被解放者側の理解を示す史料もまた存在するにもかかわらず、実効性をめぐる議論においてほとんど引き合いに出されていない事実である。シャルルマーニュのこの付加勅令は、デナリウス方式による被解放者の相続権に対するのと同じ制限を、カルトゥラリウス (cartularius) と呼ばれる証書方式の被解放者についても定めており、この規定は単によく知られていただけでなく、またそれを迂回するような慣行が広まっていたことがある史料から明らかになる<sup>46)</sup>。

それは、ルイ敬虔帝期に編纂された『帝国書式集』に収録され、814年から825年のあいだに作成された文書に基づく想定される書式である<sup>47)</sup>。シャルルマーニュによって解放された王領地管理人アルプリクスに対して例外的に息子による相続を認めるこの文書は、次の文言で始まる。「フランク人の法についていくらかの知識を持つすべての者は、被解放者 (libertus) と呼ばれるすべての解放奴隷が、死後の財産の処分を定めずに死亡した場合、余の国庫のみがその財産の相続人となることを知っているものと余は考える」<sup>48)</sup>。そして、国庫ではなく息子に財産が継承されるべく、財産をいったん生来の

自由人に引き渡す手続きが実践されているが、結局のところしばしば悪意によって息子にわたらないことが多いことを述べる<sup>49)</sup>。それゆえアルプリクスは、息子に相続させる権利を認めるようルイ敬虔帝に対して請願したのであった。アルプリクスの解放は、*libertus* という用語に関するカール・ツォイマーの検討にしたがえば、デナリウス方式ではなく証書方式でなされたと思われる<sup>50)</sup>。とはいえ、息子を有さない場合に国庫が相続人となるのはデナリウス方式でも同じであり、この二つの方式で解放された集団をカロリング王権が同質的な集団として把握しようとしていたことは間違いない。いずれにせよ、この文書が示唆するのは、息子に財産を相続させる権利を持たない被解放者が、息子に財産がわたるように、いったん他の自由人に自己の財産を委ね、この仲介者を通じて死後に息子に引き渡す慣行が広まっていた可能性であり、そうであればこうした措置は、部族法典や付加勅令の規定を迂回する手段であったと言える<sup>51)</sup>。こうした法律行為に関与した人々、すなわち王との密接な関係にある被解放者だけでなく、財産相続の仲介を担った生来の自由人は、『サリカ法典』や『リプアリア法典』を含む写本をもっていなかったかもしれないが(それを知るのは難しい)、にもかかわらずその内容を知っていたのであり、書かれたテキストの少なくとも一部は現実に通用する法規定であった。

### 3. おわりに

『サリカ法典』の実効性をめぐる研究の現状は、立法行為や法慣習の文字化、書かれた法への志向を支配イデオロギーや文化的背景と結びつける見方が有効であることを示しているように見える。『サリカ法典』はフランク王権とエリート層にとって、みずからローマ文明やキリスト教の伝統につなぎ合わせることで支配の正統性を固めるとともに、キリスト教の要素やキリスト教的な理解が法に浸透した社会にあって、フランク人の伝統の貯蔵庫として自身のアイデンティティを支える重要な媒体として機能したことは、いまや疑う余地はない。しかしながら、『サリカ法典』テキストが法実務においてまったく意義を有していなかったわけではないことも証明される。書かれた法に実効性を認めない、あるいは書かれた法の意義を文化的背景と結びつける研究の多くは次の二点に十分に注意を払っていないように思われる。

第一に『サリカ法典』は、単に紛争解決のための規定だけから構成されているのではない。筆者の考えでは、これまでの研究の多くは『サリカ法典』や勅令の実効性を検討する際に、「裁判官は恣意によってではなく、書かれた法にしたがって正しく裁くべし」とする証拠にとらわれすぎている。ウォーモルドは法写本の考察に続いて、実際の裁判において書かれた法がいかなる意義を有していたかを検討している<sup>52)</sup>。イネスがカピトゥラリアが適用された事例として挙げているのも、「正しき判決」である<sup>53)</sup>。しかしながら、カピトゥラリアによる法の修正が適用されたことがより明瞭に証明される事例は、



教会財産の交換に対する王の許可の必要や、被解放者の財産継承に関する規定である。そもそも「サリカ法にしたがって」行われたことが証書に記録されているのは、たいはい婚約や非自由人の解放であり、相続の規則もまた「サリカ法」とされていた。少なくともゲルハルト・ケプラーの挙げている事例を見るかぎり、われわれは「サリカ法にしたがって裁くべし」とする文言に出会わないし、紛争解決に関連して「サリカ法」が言及される事例が格別に多いわけでもない<sup>54)</sup>。これまでの研究は、『サリカ法典』の実効性の問題を考えるにあたって、裁判実践に重きを置きすぎてきたのではなかろうか。たしかに『サリカ法典』に収められた規定の大半は刑法に関わっているが、この法典はむしろ「集会」(mallus)の法であり、そこでは私法的な行為も行われていたことに留意しなければならないであろう。

第二に、『サリカ法典』がフランク王権にとって有した意義は、単に支配理念の表明の道具としてのそれにとどまらない。贖罪金秩序や被解放者の財産の相続には、国庫の利害も巻き込まれていた。モルデクが指摘するように、少なくとも王権の利害に関わる規定のいくつかは、ある程度まで現実に適用されていた可能性を想定することができる。国庫の利害だけではない。『サリカ法典』において王は、たとえばアフアトミーと呼ばれる特殊な相続手続きに関与するなど、特定の法律行為を認可する役割を果たしている<sup>55)</sup>。こうした規定をも含む『サリカ法典』が王権にとって有した意義を明らかにするには、法実践とその変容過程に目を向けなければならないであろう。

## 註

- 1) H. Nehlsen, Zur Aktualität und Effektivität germanischer Rechtsaufzeichnungen, in *Recht und Schrift im Mittelalter*, hg. von P. Classen, Sigmaringen, 1977 (Vorträge und Forschungen, 23), pp. 449–502. 西川洋一氏による簡潔で的確な紹介がある。「初期中世ヨーロッパの法の性格に関する覚え書」『北大法学論集』41巻5・6合併号(1991年)、34–35頁参照。なお西川氏の論考は、本稿で取り上げる他の文献のいくつかについても触れている。
- 2) P. Wormald, Lex scripta and verbum regis. Legislation and germanic kingship, from Euric to Cnut, in *Early medieval kingship*, ed. P. Sawyer and I. Wood, Leeds, 1977, pp. 105–138.
- 3) Cl. Schott, Der Stand der Leges-forschung, *Frühmittelalterliche Studien* 13 (1979), pp. 29–55.
- 4) 詳しくは、H. Nehlsen, op. cit., pp. 483–502などを参照。
- 5) この点については以下の文献を参照。H. Siems, La vie économique des Francs d'après la lex salica, in *Clovis, histoire et mémoire*, t. 1, éd. M. Rouche, Paris, 1997, pp. 607–629; Id., Die Entwicklung von Rechtsquellen zwischen Antike und Mittelalter, in *Von der Spätantike zum frühen Mittelalter: Kontinuitäten und Brüche, Konzeptionen und Befunde*, hg. von Th. Kölzer und R. Schieffer, Ostfildern, 2009 (Vorträge und Forschungen, 70), pp. 245–285; pp. 268–271; Cl. Schott, Das Siedlungsbild der germanischen Leges, *Città et campagna nei secoli altomedievali*, Spoleto, 2009 (*Settimane di studio del centro italiano di studi sull'alto medioevo*, 56), pp. 219–244.
- 6) 部族法典の分類については、R. Schmidt-Wiegand, Art. “Leges”, in *Reallexikon der germanischen Altertumskunde*, Bd. 18 (2001), pp. 195–201.

- 7) 『サリカ法典』の成立をめぐる錯綜した議論については、K. Ubl, *L'origine contestée de la loi salique. Une mise au point, Revue de l'Institut français d'histoire en Allemagne* 1 (2009), pp. 209–234.
- 8) しばしば誤解されているが、ウォーモルドはフランク人の法典については、王権イデオロギーの希薄さを指摘し、むしろフランク人の歴史を保存する道具とみなしている点に注意しなければならない。下記3頁参照。H・ジームスもまた、『サリカ法典』に見られる王権の弱体化を強調している。H. Siems, *La vie économique...*, p. 629; Id., *Die Entwicklung von Rechtsquellen...*, p. 269. I・ウッドも、メロヴィング王が『サリカ法典』の成立にほとんど関与していない事実を重視する。I. Wood, *The Merovingian Kingdoms, 450–751*, London/ New York, 1994, pp. 108–113.
- 9) *Pactus Legis Salicae*, ed. K. A. Eckhardt, Hannover, 1962 (*MGH LL nat. Germ.*, IV, 1), p. XL.
- 10) とりわけヘロルト版の価値とB版に関するエックハルトの見解に対して異議が唱えられている。R. Schmidt-Wiegand, *Die kritische Ausgabe der Lex Salica — noch immer ein Problem?*, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung* 76 (1959), pp. 301–319; H. Nehlsen, *Sklavenrecht zwischen Antike und Mittelalter. Germanisches und römisches Recht in den germanischen Rechtsaufzeichnungen 1: Ostgoten, Westgoten, Franken, Langobarden*, Göttingen, 1972 (*Göttinger Studien zur Rechtsgeschichte*, 7), p. 257; K. Ubl, *Inzestverbot und Gesetzgebung. Die Konstruktion eines Verbrechens (300–1100)*, Berlin/ New York, 2008, pp. 176–182などを参照。
- 11) R. McKitterick, *The Carolingians and the Written Word*, Cambridge, 1989, pp. 40–60.
- 12) Ead., *Some Carolingian Lawbooks and Their Function*, in *Authority and Power. Studies on Medieval Law and Government Presented to Walter Ullmann on his Seventieth Birthday*, ed. P. Linehan and B. Tierny, Cambridge, 1980, pp. 13–27.
- 13) P. Wormald, *The Making of English Law: King Alfred to the Twelfth Century, vol. 1: Legislation and Its Limits*, London, 1999, pp. 53–70. 同じく、Id., *The Leges Barbarorum. Law and ethnicity in the post-roman West*, in *Regna and Gentes. The Relationship between Late Antique and Early Medieval Peoples and Kingdoms in the Transformation of the Roman World*, ed. H.-W. Goetz, J. Jarnut and W. Pohl, Leiden/ Boston, 2003 (*Transformation of the Roman World*, 13), pp. 21–53参照。
- 14) *Capitulare missorum generale*, c. 26: *Ut iudices secundum scriptam legem iuste iudicent, non secundum arbitrium suum*, in *Capitularia regum Francorum*, t. 1, ed. A. Boretius, Hannover, 1883 (*MGH Legum sectio*, II), no. 33, p. 96.
- 15) Ph. Depreux, *La loi et le droit. La part des échanges culturels dans la référence à la norme et les pratiques juridiques durant le haut Moyen Âge*, in *Les échanges culturels au Moyen Âge*, XXXII<sup>e</sup> Congrès de la SHMES, Paris, 2002 (*Publications de la Sorbonne. Série Histoire ancienne et médiévale*, 70), pp. 41–70: p. 55.
- 16) Einhardus, *Vita Karoli magni*, ed. O. Holder-Egger, Hannover, 1911 (*MGH SS rer. Germ. in usum schol.*, 25), c. 29: *Omnium tamen nationum, quae sub eius dominatu erant, iura quae scripta non erant describere ac litteris mandari fecit. Item barbara et antiquissima carmina, quibus veterum regum actus et bella canebantur, scripsit memoriaeque mandavit.* エインハルトゥス・ノトケルス (國原吉之助訳・註) 『カロルス大帝伝』筑摩書房、1988年、38–39頁。
- 17) S. Patzold, *Die Veränderung frühmittelalterlichen Rechts im Spiegel der ‚Leges‘-Reformen Karls des Grossen und Ludwigs des Frommen*, in *Rechtsveränderung im politischen und sozialen Kontext mittelalterlicher Rechtsvielfalt*, hg. von S. Esders und Ch. Reinle, Münster, 2005 (*Neue Aspekte der europäischen Mittelalterforschung*), pp. 63–99: pp. 98–99.
- 18) M. Innes, *Charlemagne, justice and written law*, in *Law, custom and justice in late antiquity and the early middle ages*, *Proceedings of the 2008 Byzantine Colloquium*, ed. A. Rio, Hertford, 2011 (*Centers for Hellenic Studies. Occasional Publications*, 2), pp. 155–203; pp. 165–166. なお類似の捉え方は、カピトゥラリアに

- ついてすでにH・モルデクが提示している。カピトゥラリアについては、津田拓郎「カピトゥラリアに関する近年の動向」『西欧中世文書の史料論的研究（平成23年度研究成果年次報告書）』九州大学大学院人文科学研究院、研究代表者：岡崎敦、2012年、110-134頁参照。
- 19) Ph. Depreux, The development of charters confirming exchange by the royal administration (eighth-tenth century), in *Charters and the use of the written word in Medieval Society*, ed. K. Heidecker, Turnhout, 2000 (Utrecht studies in medieval literacy, 5), pp. 43-62.
- 20) M. Zimmermann, L'usage du droit wisigothique en Catalogne du IX<sup>e</sup> au XI<sup>e</sup> siècle: approches d'une signification culturelle, *Mélanges de la Casa de Velazquez* 9 (1973), pp. 233-281; R. Collins, 'Sicut lex Gothorum continet': law and charters in ninth- and tenth-century León and Catalonia, *The English Historical Review* 396 (1985), pp. 489-512.
- 21) C. I. Hammer, Lex scripta in Early-Medieval Bavaria: Use and Abuse of the Lex Baiuvariorum, in *Law in Medieval Life and Thought*, ed. E. B. King and S. J. Ridyard, Sewanee, 1990, pp. 185-195; Id., Land sales in eighth- and ninth-century Bavaria: legal, economic and social aspects, *Early Medieval Europe* 6 (1997), pp. 47-76. バイエルンについては、W. C. Brown, The use of norms in disputes in early medieval Bavaria, *Viator* 30 (1999), pp. 15-40 も参照。
- 22) H. Mordek, Leges und Kapitularien, in *Die Franken. Wegbereiter Europas. Vor 1500 Jahren: König Chlodwig und seine Erben*, hg. von Reiss-Museum Mannheim, Mainz, 1997, Bd. 1, pp. 488-498.
- 23) たとえば次の書式を参照。Marculfi Formulae, I, 22, Preceptum denariale, in *Formulae Merovingici et Karolini aevi*, ed. K. Zeumer, Hannover, 1886 (*MGH legum sectio*, 5), p. 57: Et quia apostolicus, aut inlustris, vir ille servo suo nomen ille per manu sua, aut illius, in nostri presentia, iactante denario, secundum lege Salica demisit ingenuum, eius quoque absolutionem per presentem auctoritatem nostram firmamus.... デナリウス方式による解放証書については、拙稿「Configuration」*d'une espèce diplomatique: le praeceptum denariale dans le haut moyen âge*, 加納修編著『Configuration du texte en histoire / 歴史におけるテキスト布置』（グローバルCOEプログラム「テキスト布置の解釈学的研究と教育」第12回国際研究集会報告書）、名古屋大学大学院文学研究科、2012年、41-54頁参照。
- 24) *Pactus legis Salicae*, XXVI, 1. Si quis < homo ingenuus > alienum letum, qui apud domino suo in hoste fuerit, extra consilium domini sui ante regem per denarium ingenuum dimiserit et ei fuerit adprobatum, mallobergo maltho thi atomeo leto hoc est, IVM denarios qui faciunt solidos C culpabilis iudicetur. Res uero leti ipsius letigime reformetur. 2. Si quis uero seruum alienum per denarium ante regem ingenuum dimiserit et ei fuerit adprobatum, mallobergo maltho thi atomeo theo hoc est, MCCCC denarios qui faciunt solidos XXXV culpabilis iudicetur et < insuper > praetium serui domino suo reddat. Res uero ipsius serui proprius dominus recipiat.
- 25) 『リプアリア法典』の規定を引いておこう。Lex Ribuaria, ed. F. Beyerle et R. Buchner, Hannover, 1954 (*MGH LL. nat. Germ.*, III-2), c. 60 (57), 1: Si quis libertum suum per manum propriam seu per alienam in presentia regis secundum legem Ribvariam ingenuum dimiserit et dinarium iactaverit, et eiusdem rei cartam acciperit, nullatenus permittimus eum in servicio inclinari; sed sicut reliqui Ribvarii liber permaneat.
- 26) *Ibid.*, pp. 32-39.
- 27) ネールゼンの研究に加えて、M. Springer, Gab es ein Volk der Salier?, in *Nomen et Gens. Zur historischen Aussagekraft frühmittelalterlicher Personennamen*, hg. von D. Geuenich, W. Haubrichs und J. Jarnut, Berlin, 1997 (Ergänzungsbände zum Reallexikon der germanischen Altertumskunde, 16), pp. 59-83; R. Schmidt-Wiegand, Untersuchungen zur Entstehung der Lex Salica, *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Greifswald, Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe* 1 (1951/1953), pp. 19-43, wiederabgedruckt in *Stammesrecht und Volkssprache. Ausgewählte Aufsätze zu den Leges barbarorum. Festgabe für Ruth Schmidt-Wiegand zum 1. 1. 1991*, hg. von D. Hüpper und Cl. Schott, Weinheim, 1991, pp.

- 3–38: pp. 24–31: Ead., Franken und Alemannen. Zum Gebrauch der Stammesbezeichnungen in den Leges Barbarorum, in *Person und Gemeinschaft im Mittelalter. Karl Schmid zum 65. Geburtstag*, hg. von G. Althoff, D. Geuenich, O. G. Oexle und J. Wollasch, Sigmaringen, 1988, pp. 61–71などを参照。
- 28) 2013年3月13日に、フランス考古・歴史学協会において以下の題目で成果を報告する予定である。La loi ripuaire et la genèse de l'expression « secundum legem Salicam ».
- 29) H. Siems, Zu Problemen der Bewertung frühmittelalterlichen Rechtstextes. Zugleich eine Besprechung von R. Kottje. Zum Geltungsbereich der Lex Alamannorum, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung* 106 (1989), pp. 291–305; pp. 302–305; W. Sellert, Aufzeichnung des Rechts und Gesetz, in *Das Gesetz in Spätantike und frühem Mittelalter*, hg. von W. Sellert, Göttingen, 1992, pp. 67–102; pp. 87–88の指摘も参照。
- 30) 中世初期のローマ法に関する研究は膨大な数に上るが、ここでは邦訳で読める最新の二つの文献だけを挙げておく。ヴォルフガング・カイザー（田口正樹訳）「中世初期におけるローマ法の発展について：Hs. Berlin Staatsbibl. lat. fol. 269を例として」『北大法学論集』63巻2号（2012）、219–240頁；シュテファン・エスダース（加納修訳）「中世初期における古代末期の法テキストの利用—「教会における奴隷解放」について—」『Configuration du texte en histoire / 歴史におけるテキスト布置』、193–204頁。
- 31) M. Innes, op. cit., pp. 172–173、とりわけ註47の指摘を参照。
- 32) R. Schmidt-Wiegand, Die Malbergische Glossen der Lex Salica als Denkmal des Westfränkischen, *Rheinische Vierteljahrsblätter* 33 (1969), pp. 396–422; Ead., Art. „Malbergische Glosse“, in *Reallexikon der germanischen Altertumskunde*, Bd. 19 (2001), pp. 184–185.
- 33) Ead., Art. „Wergeld“, in *Reallexikon der germanischen Altertumskunde*, Bd. 33 (2006), p. 460.
- 34) *Capitula legi addita* (816, nov.), c. 3, t. 1, no. 134, p. 268 : Ut omnis solutio adque compositio, que lege Salica continetur, in Francia per duodecim denariorum solidos componatur, excepto ubi contentio inter Saxones et Frisiones exorta fuit: ibi volumus ut quadraginta denariorum quantitatem solidus habeat, quem vel Saxo vel Frisio ad partem Salici Franci cum eo litigantes solvere debet. Cf. no. 135: *Item capitula legi addita*, c. 2, t. 1, pp. 269–270: De omnibus debitis solvendis, sicut antiquitus fuit constitutum, per duodecim denarios solidus solvatur per totam Salicam legem, excepto leudes, si Saxo aut Frisio Salicum occiderit, per XL dinarios solidi solvantur. Infra Salicos vero ex utraque parte de omnibus debitis sicut diximus XII denarii per solidum solvantur, sive de homicidiis sive de omnibus rebus.
- 35) すでに、R. Schmidt-Wiegand, Untersuchungen zur Entstehung der Lex Salica, pp. 27–31.
- 36) カロリング期の通貨体系については、R. Doehaerd, *Le haut moyen âge occidental. Économie et sociétés*, 3<sup>e</sup> éd., Paris, 1990, pp. 309–326参照。フランク人とザクセン、フリーセン人のあいだでの換算レートの違いは、しばしば法の属人主義の原則によって説明されている。久保正幡『西洋法制史研究—フランク時代におけるゲルマン法とローマ法—』岩波書店、1952年、298–299頁参照。なお、H・ブルンナーは法の属人主義に加えて、ザクセン人とフリーセン人のあいだでは貴族層の人命金や贖罪金が高額であったことを理由に挙げている。H. Brunner, *Deutsche Rechtsgeschichte*, Bd. 1, Dritte Auflage, Berlin, 1961, p. 323.
- 37) *Concilium Remense* A. 813, c. 41, in *Concilia aevi Karolini*, I, ed. A. Werminghoff, Hannover, 1906 (*MGH Conc.*, 2), no. 35, p. 257: Ut dominus imperator secundum bonae memoriae domni Pippini misericordiam faciat, ne solidi, qui in lege habentur, per quadragenos denarios discurrant, quoniam propter eos multa periuria multaque falsa testimonia repperiuntur.
- 38) 俗人の法知識を高く評価する次の研究を参照。W. Hartmann, Rechtskenntnis und Rechtsverständnis bei den Laien des früheren Mittelalters, in *Aus Archiven und Bibliotheken. Festschrift für Raymund Kottje zum 65 Geburtstag*, hg. von H. Mordek, Frankfurt am Main u. a., 1992, pp. 1–20.

- 39) ただし、贖罪金の適用についてはなお不明瞭な点が多い。たとえば、カロリナ版において同じ犯罪に対して二つの異なる贖罪金の額が定められていることについては、P. Wormald, *Lex scripta...*, p. 15.
- 40) 最近シュテファン・エスダースは、フランクの部族法典における贖罪金規定の背後に、考えられている以上に「国家的な」統制要求が潜んでいたことを強調している。なぜなら、「～の責あるものと判決されるべし」とする文言は、裁判官や判決人が恣意によって裁くのではなく、確立された価値基準が法廷で守られることを当事者が期待することを前提とし、また目的としているからである。S. Esders, „Eliten“ und „Strafrecht“ im frühen Mittelalter. Überlegungen zu den Bussen- und Wergeldkatalogen der *Leges Barbarorum*, in *Théorie et pratique des élites au Haut Moyen Âge*, éd. Fr. Bougard, H.-W. Goetz et R. Le Jan, Turnhout, 2011 (Haut Moyen Âge, 13), pp. 261–282: p. 272.
- 41) *Capitulare legibus additum* (a. 803), c. 9, no. 113, t. 1, p. 114: *Omnia debita quae partem regis solvere debent, solidis duodecim denariorum solvant, excepto freda quae in lege Saliga scripta est; illa eodem solido quo caeterae compositiones solvi debent componatur.* 『サリカ法典』(65章版)で「平和金」が言及されるのは、c. 13–6, 24–5, 35–7, 50–3, 53–2, 4, 6であり、たいていは伯が受け取るになっている。贖罪金の引き下げに対する伯の抵抗を想定すべきであろうか。いずれにしてもこの規定は、ザクセン人とフリーセン人に対してのみ1ソリドゥス=40デナリウスで支払うべしとする規定を再考するよう促す。
- 42) *Lex Ribuarua*, 60, 4: *Si autem homo denariatus absque liberis discesserit, non alium quam fisco nostro heredem relinquat.*
- 43) H. Mordek, *Leges und Kapitularien*, p. 497. なお、シャルルマーニュによる部族法典付加勅令全般について五十嵐修は、それらが実際の裁判で法典を用いることを念頭に発されたと考えている。『王国・教会・帝国—カール大帝期の王権と国家—』知泉書館、2010年、327–329頁。
- 44) *Capitulare legi Ribuaruae additum* (a. 803), c. 9, no. 41, t. 1, p. 114; LVII. cap. *Homo denarialis non ante haereditare in suam agnationem poterit, quam usque ad terciam generationem perveniat.* S・バツツォルトは、この付加勅令が『リプアリア法典』のテキストとの関連なしには理解できない規定を含んでいることを指摘しているが、この勅令を含む写本においては、これらの規定と『リプアリア法典』の当該規定との結びつきがほとんど見られない点を強調する。S. Patzold, *op. cit.*, pp. 87–89.
- 45) デナリウス方式の解放に対する国庫の利害については、S. Epperlein, *Herrschaft und Volk im karolingischen Imperium. Studien über soziale Konflikte und dogmatisch-politische Kontroversen im fränkischen Reich*, Berlin, 1969 (Forschungen zur mittelalterlichen Geschichte, 14), pp. 146–152参照。
- 46) *Capitulare legi Ribuaruae additum* (a. 803), c. 10, no. 41, t. 1, p. 118: *Homo cartularius similiter. Cf. Capitulare Aquisgranense* (a. 801–813), c. 6, no. 77, t. 1, p. 171: *De his qui a litterarum conscriptione ingenui fuerint, si sine traditione mortui fuerint, hereditas eorum ad opus nostrum recipiatur; nec comis nec vicarius illud sibi societ, sed ad opus nostrum revocetur.*
- 47) *Formulae imperiales*, 38, in *Formulae Merowingici et Karolini aevi*, pp. 315–316. この書式については、K. Zeumer, *Ueber die Beerbung der Freigelassenen durch den Fiskus nach fränkischem Recht, Forschungen zur deutschen Geschichte* 23 (1883), pp. 189–197: pp. 193–196.
- 48) *Nemini putamus esse incognitum, eorum videlicet, quos aliquam iuris Francorum constat habere noticiam, quod omnes manumissi, qui liberti vocantur, si intestati decesserint, non alium quam fiscum nostrum rerum suarum heredem sunt relicturi.*
- 49) *Et quoniam ab hoc praecavendum quidam ex his, qui libertate donantur, possessiones suas hominibus naturaliter liberis tradunt, ut, si forte subita morte praeventi nec testamenta facere nec eas taliter ordinare vel disponere potuerint, hi, qui eas suscipiunt, hoc de eis faciant, quod illi voluerunt ac facere rogaverunt, qui eas illorum fidei commiserunt. Sed solet aliquotiens ex quorundam cupiditate cognoscere, ut res sue fidei*

commissas non ad filios defunctorum, sicut ipsi voluerunt, pervenire faciant, sed neque in elemosinam pro salute eorum vel tradant erogando distribuunt, quin potius sibi velut legitime collatas in proprietatem perfidissima voluntate vindicare non dubitent.

- 50) K. Zeumer, *op. cit.*, pp. 195–196. なおエッパーラインは、アルプルクスをデナリウス方式による被解放者と考えているが、彼は cartularius をデナリウス方式による解放者とみなしているため、説得力を欠いている。S. Epperlein, *op. cit.*, pp. 148–149.
- 51) 実際の相続慣行においては、法典の一般的な内容を迂回する手段がしばしば取られていたのが知られる。それは、意味内容としての法典の規定性を示していよう。
- 52) P. Wormald, *The Making of English Law...*, pp. 70–92.
- 53) 上記註18)参照。
- 54) G. Köbler, *Das Recht im frühen Mittelalter. Untersuchungen zu Herkunft und Inhalt frühmittelalterlicher Rechtsbegriffe im deutschen Sprachgebiet*, Köln/ Wien, 1971 (Forschungen zur deutschen Rechtsgeschichte, 7), pp. 96–97.
- 55) アファトミーについてはさしあたり、拙稿を参照。Dater les deux actes du Formulaire de Marculfe (I, 12 et 13): quelques remarques sur l'évolution de l'affatomie, in *Herméneutique du texte d'histoire: orientation, interprétation et questions nouvelles*, Global COE Program International Conference Series No. 6, éd. S. Sato, Graduate School of Letters, Nagoya University, 2009, pp. 33–44.